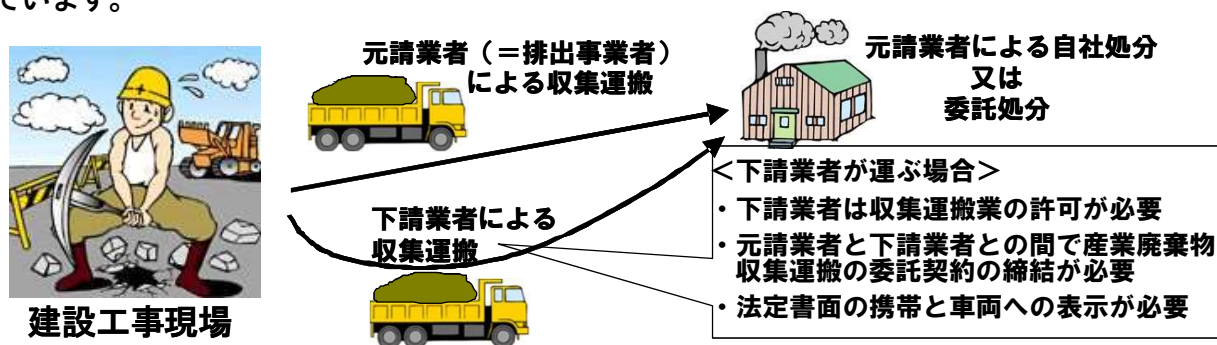


建設系工事を下請で受注するみなさまへ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）で排出事業者とは、建設工事（解体工事も含みます。）において実際に廃棄物を排出する者等ではなく、注文者から直接建設工事を請け負った元請業者であると定められています。 注）一部例外規定があります。

1 建設工事に伴い生じる廃棄物の処理責任など（法第21条の3第1項） （法第12条第5項及び第6項）

- 建設工事に伴い生じる廃棄物について、元請業者は、自らが適正に処理（運搬+処分）を行うか、委託基準に従って産業廃棄物処理業者に処理を委託しなければならず、下請業者は、産業廃棄物処理業の許可なく元請業者の産業廃棄物を処理することはできません。
- 委託基準では、委託する産業廃棄物の処理が下請業者（受託者）が有する産業廃棄物処理業の許可の範囲に含まれていることや、両者の間で書面による契約を結ばなければならないことなどが定められています。



下請業者は工事現場から排出された廃棄物を自らの廃棄物として処理してはいけません。

★ 下請業者が廃棄物の処理を含む工事一式を受注した場合 ★

いわゆる工事契約の丸投げ（一括下請負）が行われた場合、下請業者に廃棄物の処分を含めた処理が委託されたと見なされます。下請業者が必要な許可を持たなかった場合は、受託禁止違反や無許可営業等に該当します。元請業者も委託基準違反として責任を問われます。

工事で発生した廃棄物が不法投棄等された場合、元請業者も責任を問われますが、工事の丸投げを受注した下請業者も廃棄物の処理責任を問われることとなります。元請業者等から工事を受注する際、廃棄物の処理方法を把握し、**適正な請負契約（*）**をしてください。

*建設業法、建設リサイクル法など各種規定に基づいた契約。

2 排出事業場外での保管

（法第12条第1項、法第14条第1項）

下請業者が排出事業者から収集運搬の委託を受けた建設系産業廃棄物を排出事業場（建設工事現場）外で保管する場合は、産業廃棄物収集運搬業の積替え・保管を含む許可が必要です。また、産業廃棄物を積替え・保管施設で保管する場合は、**産業廃棄物処理基準**に従い、生活環境の保全上支障のないように保管しなければなりません。※排出事業場には保管基準が適用されます。



保管場所	排出事業場 （建設工事現場）	積替え・保管施設 （排出事業場外）
適用される基準	産業廃棄物保管基準	産業廃棄物処理基準
基準の概要	共通	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に囲いの設置 （荷重がかかる場合は、構造耐力上安全であること） 見やすい場所に必要事項を記載した掲示板の設置 飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止 高さ制限（50%勾配を超えない） ねずみ、害虫の発生の防止 など
保管上限 など	—	・一日平均搬出量の7倍 など

本県では、積替え・保管を含む産業廃棄物収集運搬業の許可申請をする際、積替え・保管施設の土地所有者の承諾及び隣地の土地の所有者の同意を指導しています。地目が農用地等の場合、事前に転用等が必要です。

3 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の運用 (法第12条の3他)

- ・下請業者(収集運搬業者)は、産業廃棄物の引き渡し時に排出事業者(元請業者)から産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付を受け、運搬の受託欄を記入して写しを返さなければなりません。
 - ・下請業者(収集運搬業者)は、運搬が終了したら運搬した年月日等を記載したマニフェストの写しを自ら保管するとともに排出事業者に戻さなければなりません。処分業者などから処理完了のマニフェスト写しを受取り、各マニフェスト写しを5年間保存しなければなりません。
- 注)電子マニフェストを利用する場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。(電子マニフェストについては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのウェブサイトを参考にしてください。)

建設工事に伴い生ずる廃棄物の下請負人による運搬に関する特例(*)により下請業者が自ら運搬する場合であっても、廃棄物処理業者に搬入する場合は、排出事業者からのマニフェストの交付は必要です。なお、この場合は下請業者にはマニフェストの写しの保管義務はありません。

*改築(リフォーム等)、瑕疵の補修に関する工事であって請負金額が500万円以内、一回の運搬が1m³以下、元請業者の保管場所や処分場へ直行等であって請負契約において書面で明確になっているもの(法第21条の3第3項)

廃棄物の不法投棄について(法第16条)

【何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。】

- ・不法投棄は、法によって厳しく規制されています。違反した場合は次の処罰を受けます。
- ・不法投棄を行う目的で廃棄物を収集運搬した者や未遂の者も処罰の対象です。

不法投棄を行った者

- ・5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

法人の場合

- ・3億円以下の罰金が科せられます。(法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科せられます。)

※ 産業廃棄物の処理を委託した下請業者(受託業者)が不法投棄を行った場合は、排出事業者(元請業者)にも罰則が科せられることがあります。

下請業者は産業廃棄物処理業の許可が無い場合は、排出事業者から産業廃棄物の処理を受託してはいけません(いわゆる丸投げも含む。)

また、排出事業者は、下請業者に産業廃棄物の処理(運搬及び処分)をさせるときは、必要な許可を受けた下請業者と事前に産業廃棄物処理を書面で委託契約しなければなりません。

不法投棄は、社会通念上許されない重大な犯罪です。

〔瓦くずの不法投棄〕

〔土砂混じり産業廃棄物の不法投棄〕



問合せ先	所在地等	所管
東三河総局 県民環境部 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 電話:0532-35-6114	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局 新城設案振興事務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 電話:0536-23-2117	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 電話:052-961-7211	瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市 尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市 長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
海部県民事務所 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 電話:0567-24-2132	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
知多県民事務所 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 電話:0569-21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町 南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 電話:0564-27-2878	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 電話:0565-32-7494	みよし市

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市は、それぞれの市の産業廃棄物担当課にお問合せください。

R.4.3 作成